

「別記」(相談援助業務に従事する者)

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
(a)	特定施設(有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)入居者生活介護	生活相談員	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号)第175条第1項第1号
(b)	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第21項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号
(c)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第22項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号
(d)	介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第8条第27項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39号)第2条第1項第2号
(e)	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第40号)第2条第1項第4号
(f)	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号
(g)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第19項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条
(h)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条
(i)	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項 生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)ア